

永平寺町・福井労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、永平寺町と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、「永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる子育てによる離職者の再就職支援や教育・学術研究機関をはじめとした多様な地域資源を積極的に活用した新たな安定雇用の機会の創出等の施策を、相互に密に連携して行うことで、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を図ることを通じて、「「出会いよし、子育てよし、働いてよし、住んでよし」永平寺町」の実現を目指すことを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 永平寺町及び福井労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進させるため定期的に協議を行い、必要に応じて改正する。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、永平寺町及び福井労働局で組織する「永平寺町・福井労働局雇用対策協定運営協議会」で定めるものとする。

(要請等)

第4条 永平寺町長及び福井労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 永平寺町長及び福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する施策の取組において、永平寺町及び福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、永平

寺町及び福井労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、永平寺町長及び福井労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月8日

永平寺町長

河合永充

福井労働局長

早木武夫